

入 札 心 得

(総則)

第1条 支出負担行為担当官林野庁長官の所掌に属する営繕工事等の請負契約のうち、入札参加者が知り、かつ、守らなければならない事項は、法令その他に定めるもののほか、この入札心得によるものとする。

(一般競争参加の申出)

第2条 一般競争に参加しようとする者は、入札の公告において指定した期日までに当該公告において指定した書類を契約担当官等(会計法昭和22年法律第35号第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

ただし、電子入札システム又は電子調達システム(以下「電子入札システム等」という。)による入札参加者は、当該公告において指定した書類を同システムにおいて作成し、入札の公告において指定した日時までに提出しなければならない。

(入札保証金及び契約保証金)

第3条 入札保証金は免除する。

2 契約保証金は契約書第4条の規定による。

(入札等)

第4条 入札参加者は、入札の公告、公示、入札説明書、指名通知書、仕様書、図面、契約書案、現場等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、入札の公告、公示、入札説明書、指名通知書、仕様書図面、契約書(案)等について疑義があるときは入札時刻に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、入札書(別紙様式第1号)を作成し、封かんの上、入札者の氏名(法人にあっては、法人名)、宛名及び入札件名を表記し、入札告示に示した場所及び時刻に入札箱に投函しなければならない。

また、入札書に仕様書等を添付することとされた入札又は特定商品と同等のものであることを証明する必要がある入札にあっては、入札書とは別に当該関係書類を作成し、入札受領期限又は入札説明書に別途定める提出期限までに林野庁長官に提出しなければならない。

3 入札参加者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わずその引換え、変更又は取消しをすることができない。

4 入札参加者は、代理人によって入札する場合には、その入札前に代理人の資格を示す委任状(別紙様式第2号)を入札担当職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。

- 7 入札参加者は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 71 条第 1 項の規定に該当する者を同項に定める期間入札代理人とすることができない。
- 8 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式第 3 号）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

（公正な入札の確保）

- 第 5 条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

- 第 6 条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（開札）

- 第 7 条 開札は、入札終了後直ちに入札等の公告、公示、入札説明書又は指名通知書に示した場所及び日時に入札者を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員をして開札に立ち合わせて行うものとする。

（無効の入札）

- 第 8 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
 - (2) 一般競争による入札において確認通知を受けていない者のした入札
 - (3) 委任状のない代理人のした入札
 - (4) 記名のない入札（電子入札システムによる場合は、電子証明書を取得していない者のした入札）
 - (5) 入札金額を訂正した入札
 - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
 - (7) 明らかに連合によると認められる入札
 - (8) 同一事項の入札について他人の代理を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
 - (9) 入札時刻に遅れてした入札
 - (10) 工事費内訳書の提出が義務づけられている工事において、入札時に工事費内訳書（同明細書を含む。）の提出を求めた入札において、内訳書を提出しない入札
 - (11) 暴力団排除に係る誓約事項（別紙様式第 3 号）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
 - (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(再度入札)

- 第9条 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことができるものとする。この場合第1回目の最低の入札価格を上回る価格で入札した者の入札は無効とし、当該入札に係る第3回目以降の入札参加者の資格を失うものとする。第3回目以降に行う入札についても上記を準用して行うものとする。
- 2 前項の入札を行ってもなお落札者がいない場合は、契約担当官等は当該入札を打ち切ることがある。
 - 3 第1項の入札には、前条に規定する無効の入札をした者は参加することができない。
 - 4 郵便による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の入札を行う。

(請負契約についての低入札価格調査制度及び調査基準価格)

- 第10条 林野庁所管に係る工事の請負契約(予定価格が1,000万円を超えるものに限る。)について予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第85条(同令第98条において準用する場合を含む。)に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがある場合の基準は、その者の申込みに係る価格が、契約毎ごとに10分の7から10分の9の範囲内で契約担当官の定めた割合を予定価格に乗じて得た額(以下「調査基準価格」という。)に満たない場合とする。
- 2 調査基準価格に満たない価格をもって入札した者は、事後の事情聴取に協力すべきものとする。

(落札者の決定)

- 第11条 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で示す要求事項のうち必須項目の最低限の要求を全て満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が定める総合評価の方法をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者がいた場合は、入札を「保留」し、調査の上、落札者を後日決定する。この場合は、最も評価の高い者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。
- 2 入札を「保留」した場合は落札者を決定次第、結果を、落札者及び最低入札者(最低価格入札者と落札者が異なった場合のみ)に通知し、他の入札者にはその旨お知らせする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

- 第12条 落札となるべき同総合評価点の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。
- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者、郵便又は電子入札システムによる入札者で当該入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書の提出)

第13条 落札者は、契約書を作成するときは、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印の上（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）、落札決定の日から5日以内にこれを、契約担当官等に提出しなければならない。

ただし、契約担当官等が事情やむを得ないと認めるときは、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項の規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

(入札書等に使用する言語及び通貨)

第14条 入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

(異議の申立て等)

第15条 入札参加者は、入札告示を熟知の上、競争参加資格確認申請書を提出した後、競争参加資格確認書、仕様書、図面、契約書（案）及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。

2 入札参加者は、前項の書類等について疑義があるときは、入札時刻に支障を及ぼさない範囲内で関係職員に説明を求めることができる。

3 入札参加者は、第1項の書類等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
林 野 庁 長 官 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
(代理人氏名)
(復代理人氏名)

¥

ただし、「林野庁東営宿舍1号棟専有部給排水設備改修工事」の代金額

上記のとおり、入札心得、入札説明書等を承諾の上、入札します。

- [注意]
- 1 提出年月日は必ず記入のこと。
 - 2 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
 - 3 金額の訂正はしないこと。
 - 4 用紙の寸法は、日本産業規格A4判とし、縦長に使用すること。
 - 5 再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。
 - 6 カッコ内は、(復)代理人が入札するときに使用すること。
 - 7 委任状は別葉にすること。

委 任 状

私は、
を代理人と定め、支出負担行為担当官林野庁長官の
発注する「林野庁東営宿舍1号棟専有部給排水設備改修工事」に関し、下記の権限を委任し
ます。

記

- ・ 入札及び見積りに関する一切の権限
- ・ (復代理人の選定に関する一切の権限)

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名
代理人所属先住所
代理人所属先・役職
代理人氏名

支出負担行為担当官
林 野 庁 長 官 殿

- [注意]
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とすること。
 - 2 復代理人を選定する場合は、適宜カッコ内を記載すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適切な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適切な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約いたします。